

第5回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年4月14日(火)16:30～
場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 県内の状況及び対応について
- 2 県有施設及び県主催イベントの取扱いについて
- 3 県組織における感染防止対策の徹底について
- 4 その他

発生段階の区分について（修正案）

修正理由

- ・ 感染源が特定できない場合だけでなく、不特定多数の者と接触し、濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生しており、こうした場合についてもレベルを上げるべきではないか。
- ・ レベル3の「多数」の基準を明確化し、わかりやすくするべきではないか。

○広域圏（保健所管轄）単位で、県が新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取して各段階の判断を行う。

○医療供給体制のひっ迫のおそれの観点から、累積感染者数、リンクが不明な新規確定患者数、PCR検査等の件数及び陽性率等を考慮した上で、全県統一でレベルを引き上げる可能性がある。

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態
 （県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3例以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2例とする）
- ② クラスターが複数発生

域内まん延期 【Level 4】

緊急事態宣言 が発出された状態

※レベルの引き上げに係る事例は、14日間カウントすることとする。14日間経過することによって当該事例がカウントされなくなり、要件を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる

長野圏域及び松本圏域に対し「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令します (案)

1 警戒宣言の趣旨

これまでの「レベル1（域内発生早期）」の段階においては、県は感染者の感染経路と濃厚接触者を特定し、そこからの感染拡大を防ぐという方針で取り組んでまいりました。

しかしながら先週以降、長野圏域及び松本圏域において、感染者の濃厚接触者が特定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生しました。

これは、県で把握しきれていない感染者から新たな感染拡大が生じるリスクが高まっていることを意味しています。

○ 長野圏域

4月11日に確定した長野市の感染例においては、接客を伴う飲食業（飲食店）の従業員が感染し、多数の濃厚接触者が発生するとともに、不特定の顧客との接触が生じました。

○ 松本圏域

4月6日に確定した伊那保健所管内における感染例においては、感染者が塩尻市内で勤務し、不特定の顧客と接触しました。また、4月9日から10日にかけて確定した同居家族5人の感染例においても、多くの方との接触が確認されています。

そこで、両圏域における発生段階区分を「レベル2（域内感染発生期）」に引き上げるとともに、両圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令します。

レベル1では個々の感染経路を追跡し特定することができていましたが、国内の他の地域を見ると、本県における発生段階区分のレベル2になったのち急速に「レベル3（域内まん延期）」にまで進んでしまうケースが多くみられます。

今後、レベル3にまで進んでしまった場合、感染経路の追跡は非常に困難となり、感染拡大を防止するためには、外出自粛や事業活動に対する休業等のお願いなど、厳しく広範な行動抑制を県民の皆様にお願ひせざるを得なくなります。

県では現在、新型コロナウイルス「感染対策強化期間」として、県民の皆様や事業所等に対し、感染拡大防止のための行動の徹底をお願いしていますが、今、まさに瀬戸際の状態にあると考えられます。そのため、長野、松本の両圏域を対象に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令し、改めて下記の行動をとるよう強く呼びかけ、県や市町村、各種団体等からの働きかけを徹底してまいります。

2 県民の皆様へのお願い

長野県内におけるこれまでの感染例をみると、

- ・風邪症状があるにもかかわらず外出してしまい感染拡大につながってしまったもの
- ・ライブハウスや接客を伴う飲食店、自家用車の中など、3つの密が伴う空間で感染が拡大したと考えられるもの
- ・海外や県外に感染源があると思われるもの
- ・家庭や事業所内で感染が拡大してしまったもの

が感染を拡げている要因となっており、こうしたことへのさらなる注意の徹底が特に必要です。

今回警戒宣言を発する長野圏域及び松本圏域は、本県を代表する都市圏であり、他の圏域からも広く人が集まる地域です。

両圏域にお住まいやお勤めの皆様にあつては、手洗いや咳エチケット等基本的な感染症対策を徹底していただくのはもちろんのこと、特に以下の取組をお願いいたします。

その他の地域においても、両圏域に警戒宣言が出されたことに十分ご留意いただき、引き続き感染拡大防止のための行動を徹底していただきますようお願いいたします。

自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、お一人お一人の行動で大切な命を守ってください。

(人との接触機会を極力減らしてください)

- ウイルスは人を媒介して感染が拡大します。そのため、普段行っているご近所での集まりなど少人数での会合もできるだけ控える、人ごみを避けるなど、人との接触機会を極力減らしてください。

また、人と一緒にいる場合でも2メートル程度間隔をあけるように努めてください(社会的距離(ソーシャル・ディスタンシング))。

(風邪症状があれば自宅に留まってください)

- 新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、風邪等の症状がある場合にはご自宅に留まってください。

(医療機関での感染を絶対に出さないようご協力ください)

- ひとたび医療機関において感染が発生すれば、医療従事者を巻き込むなど、県の医療供給体制のひっ迫を招きかねません。

そのため、いきなり医療機関を受診することは絶対に避けてください。あらかじめ保健所又はかかりつけ医に電話で相談の上、指定された医療機関等の帰国者・接触者外来等を受診してください。

(感染リスクが高い場所への出入りを避けてください)

- 「3つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける行動を徹底してください。全国の事例を見れば、繁華街の接客を伴う飲食店(バー、ナイトクラブ等)、カラオケ、ライブハウスなどにおける感染リスクが高いことは明白です。また大規模な集団感染も多く確認されています。こうした場所への出入りを自粛していただくよう、強くお願いします。

(重症になりやすい人を守ってください)

- 病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい入院者、利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方を含めて控えてください。

(感染拡大地域との往来は基本的に行わないでください)

- これまでの本県における感染事例のほとんどは、感染源が県外であると推定されます。そのため、緊急事態宣言が発出された地域をはじめ感染が拡大している地域との往来は基本的に行わないようにしてください。ご家族やご親戚同士の交流であっても、控えてください。また、往来後14日間は不要不急の外出は控えてください。

(事業所でのご配慮もお願いします)

- 事業者の皆様にあっては、職場における感染拡大防止とともに、従業員お一人お一人が感染予防のための行動をとることができるようご配慮をお願いします。具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、風邪症状がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務、テレワークの活用、感染拡大地域への出張自粛などを一層徹底いただくようお願いいたします。

本県には脈々と息づく「学びの風土」と「自治の意識」があります。今こそ、その強みが発揮される時だと考えます。

正確な知識で今なすべきことを冷静に捉え、家族、会社、地域社会で互いに協力しながら、この厳しい局面を共に乗り越えていきましょう。

皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

県有施設及び県主催イベントの取扱いについて（案）

1 県外に居住する方の利用・参加が見込まれる施設・イベント

7都府県を区域とする緊急事態宣言が出されたことを受け、緊急事態宣言の対象区域など県外に居住する方の利用が想定される施設については、県内への感染拡大を防止するため、5月6日までの間は、休止とする。

また、緊急事態宣言の対象区域など県外に居住する方の参加が想定される県主催のイベントについても、同様に5月6日までの間は、延期又は中止とする。

2 上記以外の施設・イベント

レベル2の状況にある圏域においては、感染リスクの高い屋内施設は、原則として休止する。

また、レベル2の状況にある圏域においては、屋内で行われる県主催のイベントは、原則として中止する。ただし、開催の必要性が高いものについては、いわゆる3密を避ける工夫をするなど、感染拡大防止対策の徹底を図った上で開催する。

また、レベル1の圏域においても、広域的な参加が見込まれる県主催のイベントは延期又は中止する。

県組織における感染防止対策の徹底

～県民の皆様の生命と健康を守るため、危機管理レベルを引き上げ～

- 近県において感染源が特定できない感染者の増加、緊急事態宣言（4月7日）発令
- 県内の感染拡大防止のための重要な時期として「感染対策強化期間」を位置づけ、県民の皆様に感染防止の取組の強化を呼び掛け
- 本県においても連日、感染者が確認されている状況
 - ※長野圏域、松本圏域において、発生段階区分がレベル2（域内感染発生期）
- 県組織の危機管理レベルをさらに高め、組織一丸となって、県民の皆様の生命と健康を守る**

1 各所属の執務室における従事職員数の抑制（業務継続のためのリスクマネジメント）

<方針>

新型コロナウイルス感染症の執務室における感染を防ぐため、県民サービスが大きく低下しない範囲で、**当面、各所属の執務室における勤務職員数を通常時の概ね2割減**

<具体的対応>

○週休日の振替

土日に勤務する職員を決め、週休日の振替により勤務日を分散

○在宅勤務の促進等

S I Mカードの活用、業務用P Cの活用により在宅勤務 等

○会議室等の活用

上記の対応が困難な場合には、執務室とは別の会議室等を利用して職員を分散
同一の執務室における勤務職員数を減少させる

2 県が開催する会議等の見直し

不要不急の会議の延期、テレビ会議等により集団で集まらない形態での開催を徹底
※参集して会議を開催する場合は、いわゆる3密と呼ばれる3つの条件を避ける

3 職員の感染防止対策（まん延防止）のための取組の徹底

○感染症予防及び執務環境の確保

- ・職員自身の感染症予防対策の徹底（石鹸・流水による手洗い等）
- ・執務室の換気（目安：1時間に2回以上3分間程度窓とドアを開放）
- ・接触感染の防止（手指がよく触れる場所の消毒薬によるこまめなふき取り）
- ・飛沫感染の防止（人と人との間に十分な距離（2メートル程度）を保持）
- ・3密を回避する行動の徹底

職場以外のプライベートも含め、いわゆる3密の条件を避ける行動
繁華街の接客を伴う飲食店等を利用することは厳に慎む

○休憩時間のスライドの実施

通常の休憩時間（12:00～13:00）に加え、次の2パターンの休憩時間の取得が可能
[パターン①] 11:30～12:30 [パターン②] 12:30～13:30

○公共交通機関の混雑緩和

混雑時間を避けるため時差勤務を活用、自転車通勤の積極的な実施

○感染状況に応じた不要不急の出張等の見合わせ

不要不急の出張の見合わせ

緊急事態措置区域とされた都府県への旅行は、公私を問わず厳に慎む

新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料



4月13日現在



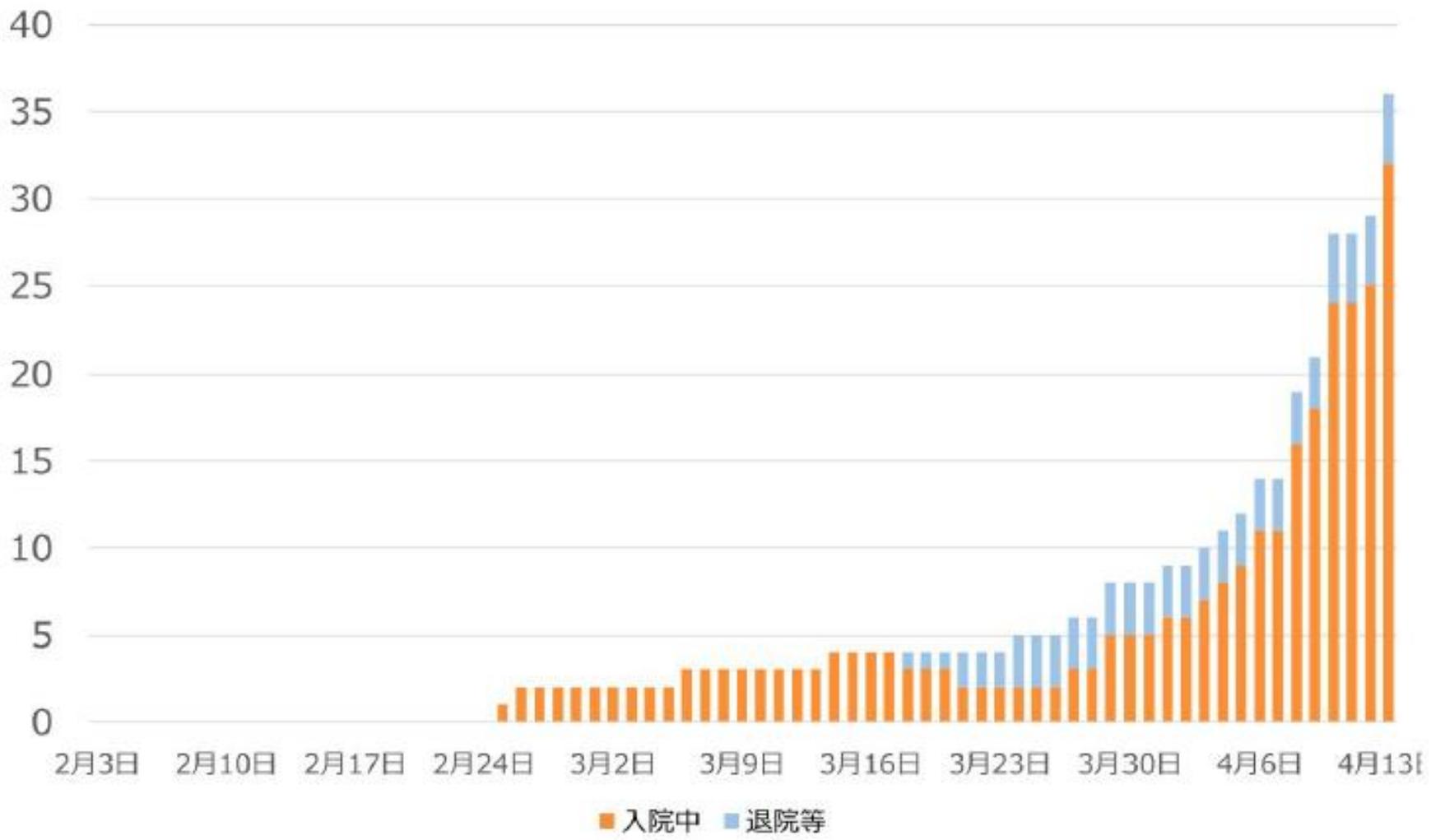
- ・クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な患者としています。



陽性者数の推移（累計）

36人

4月13日 累計値（前日比：+7人）

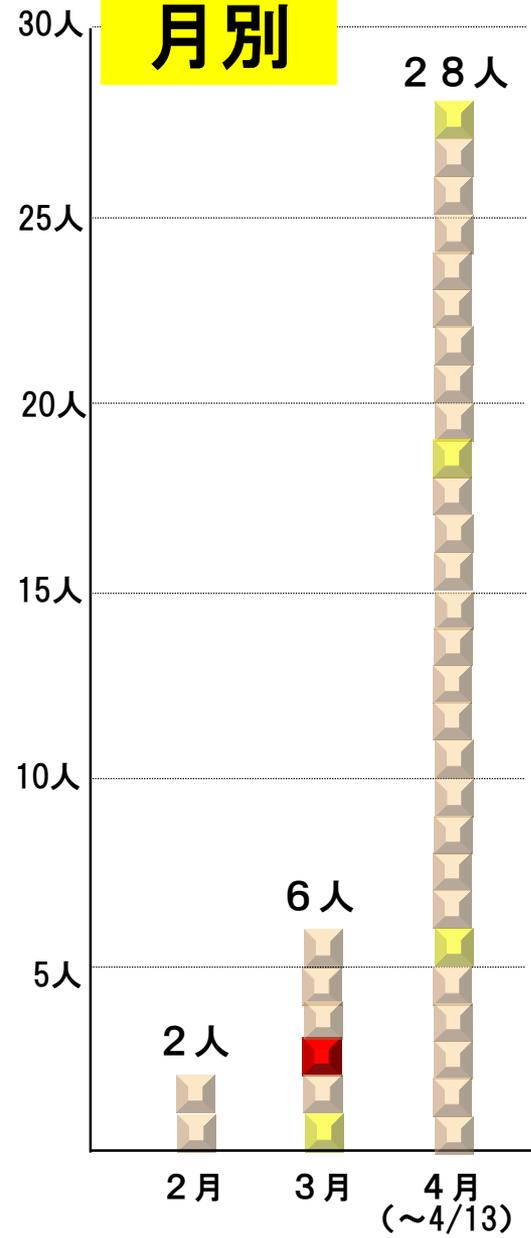


感染者数の推移

4月13日現在



月別



4月 日毎

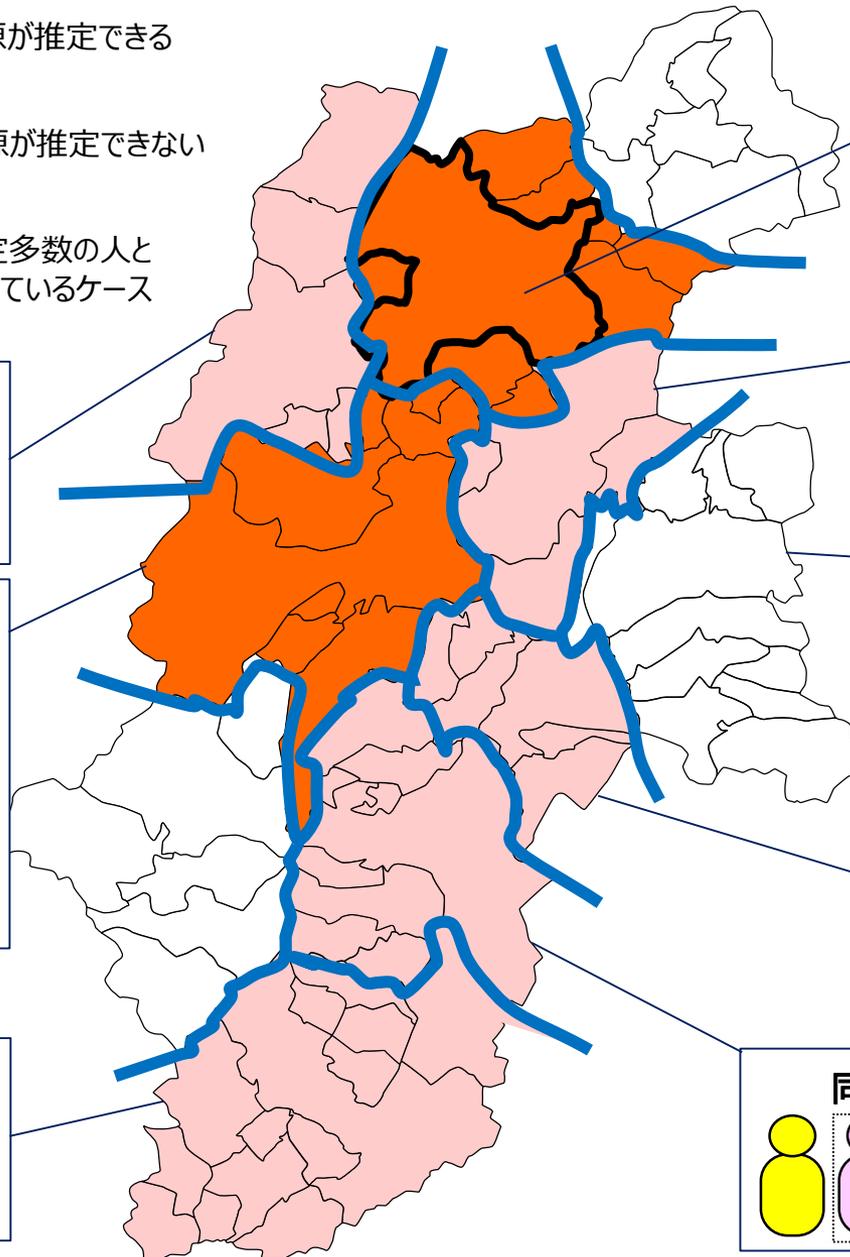


長野県内感染者発生状況

4月13日現在



- PCR検査で陰性が確認され退院した方
- 感染源が推定できるケース
- 感染源が特定できるケースかつ無症状病原体保有者
- 感染源が推定できないケース
- 不特定多数の人と接触しているケース



【大町保健所管内】

同居 【松本保健所管内】

同居

【飯田保健所管内】

同居

【長野市保健所管内】

【上田保健所管内】

【佐久保健所管内】

【諏訪保健所管内】

同居

同居 【伊那保健所管内】 同居